受注者各位

群馬東部水道企業団

水道施設等の工作物における石綿事前調査について

日頃より、上水道事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。石綿障害予防規則及び大気汚染防止法施行規則の改定（令和 8 年 1 月 1 日施行）に伴い、下記対象工事において、必要な知識を有するものとして環境大臣が定める者（有資格者）に石綿事前調査を行わせることが必要になりますのでお知らせします。

1.対象工事

解体作業等を含む建設工事の請負代金額合計が 100 万円以上の工事

①特定工作物 ※ の解体または改修工事

②特定工作物 ※ 以外の工作物で、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を含む工事

※特定工作物：特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして、環境大臣が定める工作物
1：反応槽 2：加熱炉 3：ボイラー及び圧力容器 4：配管設備 5：焼却炉 6：煙突
7：貯蔵設備 8：発電設備 9：変電設備 10：配電設備 11：送電設備
12：トンネルの天井板 13：プラットフォームの上家 14：遮音壁
15：軽量盛土保護パネル 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

注）上水道管は 4：配管設備には該当しないため、石綿管布設替工事等は対象工事①特定工作物には該当しません。特定工作物以外の工作物に該当します。

2.必要な資格等について

対象工事		必要な資格
①	・特定工作物(1～5、7～11)の解体または改修工事	・工作物石綿事前調査者
	・特定工作物（6、12～17）の解体または改修工事	・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・工作物石綿事前調査者 ・令和 5 年 9 月までに日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
②	・特定工作物以外の工作物で、塗料その他の石綿等が使用されている恐れがある材料の除去等の工事	

3.資格の取得方法について

・登録機関が開催する講習会の受講の修了が必要となります。

・講習会の詳細等は、厚生労働省の「石綿総合情報ポータルサイト」
（https:/www.ishiwata.mhlw.go.jp）をご確認ください。

4.適用時期

令和８年１月１日以降に着工する対象工事に適用

5.その他

特定工作物、その他工作物及び建築物が混在している場合など、ご不明な点は所管する労働基準監督署等にお問い合わせをお願いします。

（お問い合わせ先）
群馬東部水道企業団　工務課工務係
TEL　0276－45－2733
E－Mail　komu@gtsk.or.jp